

高齢者を狙う消費者トラブル②…電話勧誘販売

電話勧誘販売: 日中家に居ることが多い高齢者に電話で勧誘する販売方法です。署名や捺印をせずとも口答で契約は成立しますので、即答せず事業者や契約内容をよく調べてから契約することが大切です。契約内容が良くわからない、又、被害にあったときは消費生活センターにご相談ください。

- 【問題点】**
- ・話を聞くだけと思っても相手の会話に引き込まれ冷静な判断ができなくなってしまう。
 - ・電話で勧められ取り寄せてみたら商品が思っていたものとは違っていた。
 - ・サービスが今よりも安くなると電話で聞いたが実際には違っていた。
 - ・同じ販売員と何度も電話で話すうちに相手を身近に感じ信頼してしまった。

- 【事例】**
- ①「注文のあった健康食品を送る」と電話があった。頼んでいないといっても翌日送られてきた。
 - ②大手電話会社を名乗り「安くなるから」と言われた。しかし実際は別事業者と新たな光回線の契約だった。工事費も発生した。サービスの変更と思っただけなのに。
 - ③「必ず値上がりするから」とファンド、社債、仮想通貨の購入等、投資契約を勧められ代金を支払った。しかし一向に値上がりせず解約できない(返礼されない)。

【アドバイス】

- (事例1) 消費者が承諾していないのに関わらず一方的に商品が送られてきた場合は、代金の支払い義務は無く、受け取る必要もありません
- (事例2) インターネット接続等の通信契約は、クーリング・オフ制度はありません。しかし、契約書面の交付義務や消費者が理解できるよう説明する事が求められています。
- (事例3) 詐欺集団による、商品や権利を販売する業者と加入を勧める別の業者が存在する勧誘「劇場型勧誘(買え買え詐欺)」の場合、いったんお金を渡すと戻すことは困難です。

【被害に遭わないためには】

- ・勧誘されても必要なければ「いりません」「興味ありません」「もう電話をかけてこないでください」と言った言葉ではっきりと断りましょう。
- ・事業者のうまい話をそのまま信じてはいけません。いったん電話を切って家族や知人に相談し、自分でも調べてみる(消費生活センターに問い合わせる)などの余裕が大切です。
- ・留守番電話サービスや迷惑電話対策などを活用しましょう。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。 月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ: 教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

人権 それは 愛

差別のない明るい社会の実現のために

町では、松伏町人権施策推進指針に基づき、様々な人権啓発・人権教育事業を進めております。指針に挙げられている人権課題は次のとおりです。

- ①同和問題
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障がい者の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦アイヌの人々の人権
- ⑧HIV感染者やハンセン病患者等の人権
- ⑨犯罪被害者やその家族の人権
- ⑩インターネットによる人権侵害
- ⑪北朝鮮当局による拉致問題
- ⑫災害時における人権への配慮
- ⑬様々な人権問題(性同一性障がい者、プライバシーの侵害など)

町の指針は、国や埼玉県等の計画等の改訂に合わせて、平成27年3月に改定されたものですが、指針の改定後も、

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法 平成28年4月1日施行)
 - ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ対策法 平成28年6月3日施行)
 - ・部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消法 平成28年12月16日施行)
- といった法律が制定されるなど、人権を取り巻く状況は日々変化しています。町は今後も社会情勢の変化に合わせて、様々な取組を進めてまいります。差別のない明るい社会の実現に向けて、皆さんの温かいご協力をお願いします。

広告

--	--